

第2弾北杜市くらし応援商品券

取扱店舗 募集要項

令和6年6月27日

北杜市

1. 北杜市くらし応援商品券について

1) 事業概要

- (1) 名 称 北杜市くらし応援商品券
- (2) 発 行 者 北杜市
- (3) 発行冊数 46,000冊
- (4) 発行内容 市民1人あたり1冊(10枚を1組)を配布【全店共通券・地元券】
 - ・全店共通券 1,000円×4枚 4,000円
 - ・地 元 券 1,000円×6枚 6,000円※地元券は、大型店舗を除く登録店舗で使用可
※大型店舗とは、事業者の本社等が北杜市に所在しない店舗等
(ただし、飲食店、宿泊・旅行、レジャー・体験・温泉、運輸業、みやげ品・農産物直売所の業種に属すると市長が認めた店舗については、地元券の使用を可能とする)
- (5) 使用期間 令和6年10月1日(火)～令和6年12月31日(火)まで
- (6) 配布方法 世帯主宛に世帯員分の商品券を送付
- (7) 対 象 者 令和6年7月1日時点で北杜市の住民基本台帳に記載されている者
- (8) 取扱店舗 取扱店舗として登録した市内の店舗等

2) 商品券取扱い厳守事項

- 商品券は商品の販売又は、サービスの提供などの取引において使用可能です。
- 商品券と現金の交換は禁止しています。
- 受け取った商品券を換金以外の目的に使用しないでください。
- 取扱店舗が回収した商品券は、左下部分を切り取り、速やかに換金手続きをしてください。
- 商品券額面以下の使用の場合であってもお釣りはお渡ししないでください。
- 不足分は現金等で受け取ってください。
- 商品返品の際の返金はできません。
- 店舗で独自に商品券の使用対象外となる商品などを定める場合(特売品など)は、あらかじめ使用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- 商品券の保管にあたっては、折ったり破ったりしないようご注意ください。
- 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券使用上限金額などを定める場合は、あらかじめ使用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- 大型店舗においては、大型店舗で使用できない地元券は受け取らないでください。
- 使用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- 商品券の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、発行者(北杜市)は責を負いません。
- 商品券の交換又は売買はできません。
- これまで市で発行した北杜市プレミアム付商品券等の使用、換金手続きはできません。

3) 商品券の使用対象にならないもの

- 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等）
- 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- 商品及びサービスの引換券等代金を前払いするもののうち、有効期限が令和6年12月31日を超えるもの
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- その他、各取扱店舗及び北杜市が適当と認めないもの

II. 取扱店舗の募集概要

1) 参加資格

- 北杜市内に事業所・店舗等を有する事業者。
- 上記に該当し、北杜市内の事業所・店舗等のみにおいて商品券の使用を制限出来る者。
但し、次の事業者を除く。
 - ① 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っている者
 - ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
 - ③ 前頁、3) [商品券の使用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取扱う店舗等
 - ④ 北杜市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
 - ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
 - ⑥ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - ⑦ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

- ⑧ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ⑨ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑩ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2) 取扱店舗の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- ① 取扱店舗であることが明確になるよう、ポスター等を使用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- ② 使用者が使用される商品券について、受け取って問題ないかの確認をしてください。なお、偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。また、その旨を北杜市へ報告してください。
- ③ 商品券取扱い厳守事項に反した商品券の取扱いをしないでください。
- ④ 使用済の商品券を換金する際、万が一、入金額に差異があった場合に備え、確認のため、商品券換金依頼書の受領書を、入金確認を完了するまで大切に保管してください。
※この受領書がない場合は、振込金額に差異があっても異議申し立てができませんので、ご注意ください。なお、振り込み後、2週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんので、ご理解ください。
- ⑤ 使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- ⑥ 大型店舗においては、使用できない地元券が使用された場合は、これを無効とします。
※大型店舗とは、事業者の本社等が北杜市に所在しない店舗等
- ⑦ その他、北杜市がこの事業の趣旨に反すると認める行為を行った場合は、換金の拒否や取扱店舗の登録を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。
- ⑧ 取扱店舗は、積極的に商品券の利活用を消費者に普及宣伝 PR し、市の特別な企画又は商品券持参の顧客に対して、誠意ある対応等に協力してください。

3) 申込からの流れ

- ① 申込み方法
 - ・新規で取扱店舗への登録を希望する店舗は、「取扱店舗募集要項」及び別紙「誓約書」の内容に同意の上、「第2弾北杜市くらし応援商品券」取扱店舗登録申請書に必要事項を記入し、お申込みください。
 - ・新規で取扱店舗への登録を希望する店舗は、通帳のコピーを添付してください。
 - ・前回（令和5年度）実施した第1弾北杜市くらし応援商品券の取扱店舗として登録した店舗は、手続き不要です。今回の「第2弾北杜市くらし応援商品券」の取扱店舗として登録を希望しな

い場合は、北杜市商工・食農課までご連絡ください。

前回（令和5年度）実施した第1弾北杜市くらし応援商品券の取扱店舗として登録した店舗で、店舗情報や振込口座情報等に変更がある店舗は、北杜市商工・食農課までご連絡のうえ、書類の提出をお願いします。

② 申込期間

令和6年7月1日（月）から令和6年7月19日（金）午後5時まで

※期間内にお申込みいただいた店舗名については、市で作成する取扱店舗一覧冊子に掲載させていただきます。お申込みは随時受けをしますが、期間後にお申込みいただいた場合は、市ホームページのみの掲載となります。

③ 申込先 ※申込は、持参・郵送・メールとします。

・持参の場合

北杜市役所本庁舎 商工・食農課 ②1番窓口

北杜市須玉町大豆生田 961-1

TEL：0551-42-1354

・郵送の場合

〒408-0188

北杜市須玉町大豆生田 961-1

北杜市 商工・食農課 商工担当 宛

・メールの場合 ※メールにて申込みする場合は、商工・食農課宛に電話にてご連絡ください。

shokosyokunou@city.hokuto.yamanashi.jp

④ 登録・承認

お申込みのあった事業者については、審査を経て、取扱店舗承認通知書を送付します。ただし、承認後であっても下記に該当する場合には、承認を取り消すことがあります。

1. 申込み内容に虚偽・不備等があった場合
2. 北杜市が承認を取り消すと判断した場合

⑤ 参加負担金

参加負担金はありません。

⑥ その他留意事項

1. 取扱店舗の名称・業種は「商品券の使えるお店」として、市で作成する取扱店舗一覧・市ホームページに掲載します。
2. 「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店舗の承認取消、損害賠償金の請求を行う場合があります。
3. 「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、市がその都度対応を決定します。
4. 本事業用にデザインされた「商品券」の肖像使用を含む広報告知物の作成・掲出等については事前に承認が必要となります。
5. 北杜市の方針などにより、内容が変更される可能性がある旨をあらかじめ了承願います。

Ⅲ. 換金について

商品の販売又はサービスの提供などの取引において商品券を受け取った取扱店舗は、換金を申し出ることができ、その方法については以下によることとします。

① 換金受付日時 : 平日 9:00～16:00

② 換金受付場所 : 市内郵便局（21局）※北杜郵便局及び簡易郵便局を除く

- | | | |
|------------|---------|---------|
| ・明野ひまわり郵便局 | ・須玉郵便局 | ・津金郵便局 |
| ・多麻郵便局 | ・増富郵便局 | ・穂足郵便局 |
| ・江草郵便局 | ・安都那郵便局 | ・清里郵便局 |
| ・熱見郵便局 | ・日野春郵便局 | ・秋田郵便局 |
| ・長坂郵便局 | ・小泉郵便局 | ・大泉郵便局 |
| ・篠尾郵便局 | ・小淵沢郵便局 | ・台ヶ原郵便局 |
| ・鳳来郵便局 | ・駒城郵便局 | ・武川郵便局 |

※市が指定する店舗等については、北杜市商工・食農課及び北杜市商工会にて換金を行います。（指定する店舗については、取扱店舗承認通知書に換金受付場所を記載します。）

③ 取扱店舗は商品券の左下を切り離し、商品券を使用できない状態にして、「第2弾北杜市くらし応援商品券換金依頼書」に、管理番号、店舗・事業所名、枚数、金額を記入し、換金受付場所へ提出してください。

換金手続きの際には、以下のものが必要となります。

- ・使用済み商品券（すべての商品券左下を切り離し、枚数を確認）
- ・持参者の認め印

※使用済み商品券は、接着剤やホッチキス等で綴り合せず、1枚ずつ離れた状態で輪ゴム、クリップ等でまとめてお持ち込みください。銀行印や預金通帳は必要ございません。

④ 商品券の換金について、入金額に異議がある場合は、入金日から2週間以内に限って受付いたします。2週間を過ぎてからの異議お申し立てには一切応じられませんのでご注意ください。

⑤ 入金については、申請時登録いただいた口座への振込のみとなります。

⑥ 受け付けた換金依頼書については、換金依頼日に応じて入金予定日に指定口座へ支払われます。

⑦ 換金依頼提出期限は、**令和7年1月31日（金）**までとします。

この期間を過ぎてからの受付には一切応じられませんので、必ず上記期間までに換金手続きをしてください。

換金スケジュール

※締め日は換金受付場所が非常に混雑します。締め日 を避けての換金受付をお願いいたします。

※換金 が集中した場合は、精算が1サイクル遅れることがございます。あらかじめご了承ください。

換金受付場所への到着日（締め日）	入金予定日
令和6年10月15日（火）	令和6年10月31日（木）
令和6年10月31日（木）	令和6年11月15日（金）
令和6年11月15日（金）	令和6年11月29日（金）
令和6年11月29日（金）	令和6年12月16日（月）
令和6年12月16日（月）	令和6年12月27日（金）
令和6年12月27日（金）	令和7年 1月15日（水）
令和7年 1月15日（水）	令和7年 1月31日（金）
令和7年 1月31日（金）	令和7年 2月17日（月）最終